

一般財団法人横浜市道路建設事業団の 債務返済状況について

一般財団法人横浜市道路建設事業団（以下、「事業団」という。）の民間金融機関及び一般財団法人民間都市開発推進機構からの借入金（以下、「民間借入金」という。）については、中期4か年計画（2014～2017）において、5年程度の処理期間短縮を図るとしており、27年度から補助金を年40億円から50億円に増額しました。

その結果、返済期間の短縮及び利息軽減が図られる見通しとなりましたので、ご報告します。

1 民間借入金の返済について

民間借入金の返済は、当初計画の44年度から5年短縮した39年度に完済できる見込みです。また、返済期間の短縮及び26年度に行った借入条件の見直しによる利息負担縮減効果は約76億円となります。

表 1 29年度末の負債残高見込み

借入先	民間金融機関	民間都市開発推進機構	横浜市	合計
借入残高	約412億円	約3億円	500億円	約915億円

2 本市貸付金について

（1）これまでの経過

民間借入金の返済を優先して進めており、本市貸付金については、27年2月16日の当委員会において、処理手法の検討や補助スキームの検証のため、貸付期間を30年度末まで延長することをご報告しました。

（2）補助スキームの検証結果

表1のとおり、29年度末の民間借入金残高は本市貸付金残高を約85億円下回る予定です。事業団の解散に向けては、民間借入金の返済を優先しつつ、本市貸付金についても計画的に処理を進める必要があります。

（3）処理手法について

事業団は、設立当初から本市の費用負担により引き渡しを受けるとされている道路資産を約498億円（29年度末見込み）保有しています。

これらを買取ることで、事業団は売却収入を返済原資とすることができるため、今後、本市による道路資産の計画的な買い取りを進めていきます。

3 参考

(1) 一般財団法人道路建設事業団の概要

ア 事業目的

横浜国際港都建設計画に基づいて行われる都市計画道路の整備事業の早期完成に資するため、横浜市と協調して都市計画道路の整備を行うとともに、その他の道路建設事業を推進することにより市民生活の向上、及び横浜市の産業・経済の発展に寄与することを目的として昭和 62 年 11 月 25 日に設立されました。

イ 整備路線

環状 2 号線、環状 4 号線、権太坂和泉線

(2) 本市貸付金の概要

昭和 62 年度から平成 7 年度にかけて、事業団に対して、環状 2 号線等の建設資金として 500 億円を無利子で貸し付けたものです。

(3) 負債と資産の状況

29 年度末時点の見込み（上段：負債、下段：資産）

本市からの無利子借入金 500 億円	民都機構・民間金融機関借入金 約 415 億円	約 915 億円
本市が買い取るべき資産 約 498 億円	本市に無償移管される資産 約 420 億円	他 約 924 億円